

## こども大綱に規定されているこども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

### 1 ライフステージを通した重要事項

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

##### ① こども基本法等の周知

##### ② こどもの教育

##### ③ 養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等

(こども基本法・こどもの権利条約・こどもの権利に関する情報提供、啓発活動、教育等)

#### (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

##### ① 遊びや体験活動の推進

(遊びや体験の場の創出)

##### ② 読書活動

##### ③ 生活習慣の形成・定着

(基本的な生活習慣を身に付けることができるように普及啓発活動)

##### ④ こどもまんなかまちづくり

(こどもの遊び場とそのアクセスの確保、親同士・地域住民との交流機会の創出、住宅支援)

##### ⑤ こども・若者が活躍できる機会づくり

(国際交流、理数系教育・起業家教育・STEAM教育、特異な才能のある子に対する教育、外国人のこども等に対する就学支援、日本語指導等)

##### ⑥ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

(男女平等教育、ジェンダー教育、教職員に対する教育、女子中高生の理工系分野への興味関心を高める取組、固定的な性別役割分担意識の解消への取組)

### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

#### ① 成育医療等に関する研究や相談支援等

(不妊、予期せぬ妊娠への相談支援、妊娠・出産、産後の健康管理、プレコンプレッションケア、特定妊婦等の支援、女性特有の健康課題へのフェムテックの利活用、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」に基づく取組)

#### ② 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

(医療費の助成、自立のための相談支援)

### (4) こどもの貧困対策

#### ① 教育の支援

#### ② 生活の安定に資するための支援

#### ③ 保護者の就労支援

#### ④ 経済的支援

#### ⑤ 幼児教育・保育の無償化

#### ⑥ 義務教育段階、高校生、大学生等への就学支援

#### ⑦ 高校中退の防止、中退後のサポート

#### ⑧ 体験、遊び、学習する機会の確保

#### ⑨ ネグレクト等困難な状況にある学生等の支援

#### ⑩ 相談支援・居場所づくり

#### ⑪ 社会の理解の促進

### (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

#### ① 経済的支援

(特別児童扶養手当等)

#### ② 地域における支援体制の強化

(児童発達支援センターの機能強化、保育所等への巡回支援、地域における支援体制の強化、医療的ケア・聴覚障害児等専門的な支援が必要なこどものための地域における連携強化)

### ③インクルージョンの推進

(保育所等におけるインクルージョンの推進)

### ④特別支援教育

(インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組、生涯にわたる学習機会の充実)

## **(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援**

### ①児童虐待防止対策等の更なる強化

(こども家庭センター、家庭支援、居場所支援、予期せぬ妊娠に悩む若者女性等に対する相談支援、こどもの権利擁護)

### ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

(養育環境改善、親子関係再構築・家庭復帰の支援、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組、里親、ファミリーホーム、児童養護施設等の高機能化、多職種・関係機関の連携による自立支援、地域社会とのつながり支援)

### ③ヤングケアラーへの支援

(早期発見・把握、家族も含めた支援)

## **(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組**

### ①こども・若者の自殺対策

(要因分析、自殺予防教育、自殺リスクの早期発見、SNS等を活用した相談支援、専門化対応チームの設置促進、遺されたこどもの支援、長期休暇に絡む集中的な啓発活動)

### ②インターネット利用環境整備

(利用する能力習得支援、情報リテラシー教育、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールの対応推進)

### ③性犯罪・性暴力対策

(加害防止、相談しやすくする取組、被害者支援、啓発活動、相談窓口の周知、地域における支援体制強化)

### ④犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

(有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策、保護者に対する周知啓発)

### ⑤非行防止と自立支援

(非行防止、相談支援、自立支援、関係機関の連携、育ちを見守る社会機運の向上)

## 2 ライフステージ別の重要事項

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

#### ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

(妊娠・出産の正しい知識の普及や相談体制の強化、里帰り出産への支援、医療と母子保健の連携推進、産前産後の支援、産後ケア事業、養育者のメンタルヘルス、こども家庭センターによる切れ目のない支援、「出産・子育て応援交付金」、新生児マススクリーニング、乳幼児健診等、聴覚障害の早期発見・療養)

#### ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(待機児童対策、特に3歳未満児の当事者が地域で孤立しないよう保育所等身近な場を通じた支援の充実、保育所等に通っていないこどもに対し必要な教育・保育、子育て支援サービスの環境整備、病児保育、障害児・外国籍のこどもなど特別な配慮を必要とするこどもに対する施策、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続、保育士等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減等)

### (2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存

在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

#### ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

(公教育の再生、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実、学校における働き方改革や処遇改善等、1人1台端末やデジタル教科書の活用、インクルーシブ教育システムの推進、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくり、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行、道徳教育や情報モラル教育、こどもの体力向上のための取組、養護教諭の支援体制の推進、学校保健の推進、学校給食の普及・充実、食育)

#### ②居場所づくり

(居場所の創出・充実、放課後児童クラブ)

#### ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

(小児医療体制の充実、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援)

#### ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

(主権者教育、消費者教育、金融リテラシーの向上、ライフデザインに係る意識啓発や情報提供、社会的・職業的自立に必要な資質・能力向上の取組、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動の活用、労働関係法令に係る教育、社会保障教育)

#### ⑤いじめ防止

(学校においていじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底、こども主体のいじめ防止に資する取組、積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関との連携、ネットいじめ対策、未然防止教育、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた支援、首長部局と教育委員会の連携、重大事態に係る第三者性の向上)

#### ⑥不登校のこどもへの支援

(教育支援センターの設置促進・機能強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにいつでも相談できる環境整備、ICTを活用した学習支援、NPOやフリースクールとの連携)

#### ⑦校則の見直し

(好事例の収集・周知)

**⑧体罰や不適切な指導の防止**

(根絶に向けた取組強化)

**⑨高校中退の予防、高校中退後の支援**

(学力向上や進路支援、キャリア教育、スクールソーシャルワーカーの配置推進など高校における指導・相談体制の充実、高校中退者に対する学習相談や学習支援、高校中退者に対する就労支援や復学・就学支援)

**(3) 青年期**

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

**①高等教育の修学支援、高等教育の充実**

(就学支援)

**②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組**

(若者への就職支援、男女ともに働きやすい環境整備)

**③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援**

(出会いの機会・場の創出支援、新生活のスタートアップ支援)

**④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実**

(相談体制の充実、こころの健康や病気・相談支援やサービスに関する情報提供)

**3 子育て当事者への支援に関する重要事項**

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

**(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減**

(幼児教育・保育の無償化、高校の授業料支援、高等教育段階の就学支援などの切れ目のない負担軽減、児童手当の拡充、医療費の負担軽減)

**(2) 地域子育て支援、家庭教育支援**

(地域ニーズに応じた子育て支援、オンラインを活用した相談、プッシュ型情報提供、体罰によらない子育ての啓発、一次預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組、家庭教育支援の推進)

**(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大**

(共働き・共育ての推進、仕事と子育てを両立できる環境づくり、育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備)

**(4) ひとり親家庭への支援**

(児童扶養手当等による経済的支援、こどもに届く生活・学習支援、プッシュ型の相談支援、ワンストップ相談支援体制の強化、安全・安心な親子の交流、養育費に関する相談支援)

○

○